

※介護保険利用者の主治医又は医療系サービスの指示を出した医師の皆さまへ

○医療系サービス利用者の

主治医又は医療系サービスの指示を出した医師への
ケアプランの交付が義務付けされました。

(平成 30 年度介護報酬改定によるものです。)

医療系サービス

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション
- 短期入所療養介護

今後、介護支援専門員が、上記のサービス利用者のケアプランをお届けすることになります。ご高配・ご査収の程、よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人山形県介護支援専門員協会